

平成21年第3回足寄町議会定例会議事録(第4号)

平成21年10月19日(月曜日)

出席議員(15名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一將君
15番 吉田敏男君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	中鉢武美君
経済課長	鈴木泉君
建設課長	南岡雄二君
建設課参事	松永恒君
国民健康保険病院事務長	高田安春君
会計管理者	渡邊義一君
農業委員会事務局長	長南和彦君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	森和治君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

議事日程

- 日程第 1 報告第 1 6 号 足寄町利別川河川改修に伴う道路及び架橋の架け替え調査特別委員会調査報告について < P 3 ~ P 8 >
- 日程第 2 行政報告 (町長) < P 8 ~ P 1 1 >
- 日程第 3 議案第 1 1 0 号 平成 2 1 年度足寄町一般会計補正予算 (第 9 号) < P 1 2 ~ P 1 8 >
- 日程第 4 議案第 1 1 1 号 平成 2 1 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 5 号) < P 1 2 ~ P 1 8 >
- 日程第 5 所管事務調査期限の延期について < P 1 8 >
(総務産業常任委員会)
(文教厚生常任委員会)
- 日程第 6 閉会中継続調査申出書 < P 1 8 >
(総務産業常任委員会)
(議会運営委員会)

午前10時00分 開議

開議宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 本日開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日10月19日は、最初に、足寄町利別川河川改修に伴う道路及び架橋の架け替え調査特別委員会からの調査報告を受けます。

次に、町長から行政報告3点を受けます。

次に、議案第110号と議案第111号を即決で審議いたします。

次に、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会からの所管事務調査期限の延期について、総務産業常任委員会、議会運営委員会からの閉会中の継続調査申出について審議いたします。

以上で、第3回定例会における議案等の審議は、本日をもってすべて終了する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

報告第16号

議長（吉田敏男君） 日程第1 報告第16号足寄町利別川河川改修に伴う道路及び架橋の架け替え調査特別委員会調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 今、朝ですね、報告書をいただいて質問と言われましても、全部見る暇もなく、ちょっと厳しい状況なんですけれども、この自治会というところの資料のところを、今もう本当にすごいスピードで読まさせていただきました。

そうしますと、やはり川向自治会の意見聴取によりますと、我々は現況ルートを強く望んでおり、すごく新ルートとなれば抵抗があるとか、それから車いすの方がいらっちゃって、この人も危険性がすごく、向こうを回るとなると、どんなに広い歩道がついたとしても、向こうを回って新ルートを回って役場へ来るにしても、大変三角形の2辺を行くような、まだはかったことないからわかりませんが、そういう感じも受けますし、それとこのアンケートによると、橋がなくなれば、我々としては孤立する感があるということがる述べられております。

この中での意見の中に、せめて今の旧道路ですね、今なくなろうとしている橋のところに、車いすとか自転車がせめて通る道路がつかないだろうかという意見がにじみ出ているわけですね、このアンケートの中に。それは不可能なのか、何とか予算をやりくりしてできないものなのか、お伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 足寄町利別川河川改修に伴う道路及び架橋の架け替え調査特別委員会委員長、答弁。

足寄町利別川河川改修に伴う道路及び架橋の架け替え調査特別委員会委員長（高橋幸雄君） ただいま13番議員からの委員会報告に対する質疑ですが、住民の皆さん方のお声をお示しをいただいてお尋ねをいただいたところですが、お手元の資料にも13番議員さんおっしゃるようなことは、これはこれ以下でもなくこれ以上でもなく、そのまま掲載をさせていただいておりますので、まさにただいま発言の趣旨については、住民の声であることは間違いございませんし、私どももそのように受けとめてございます。

ただ、全体的としては、全文、本日の委員

会調査報告書がお手元に届いたのが、議場に参りまして議会運営委員会終了後に配付をさせていただいたという経緯もあって、十分に熟読できる期間がなかったことについては、責任者として心苦しく思うところでございますが、しかしながら、この問題等については、本年の第1回定例会でも所管委員会の中で報告をさせていただいた際にも、それ相当の精査をさせていただき、なお、今定例会で理事者の方から御案内なとおりの一定の政策的な点をお示しをいただいた中で委員会設置という、特別委員会設置ということになってございます。

ただ、全体を勘案いたしますと、直接、私も委員会は夜の6時半でしたけど、お邪魔させていただいて直接住民の皆さんの声を聞くことができました。

そのお声というのが、ただいま資料3にお示ししている、以下でもなく以上でもない住民の考え方をお示しをさせていただいたところでございますが、その中でも、御案内のとおり確かに今13番議員さんおっしゃったような声も、身障者の自転車を利用される方が1名ございます。あと14戸の中で車を利用されない、車がないという家庭は1軒もございません。

その中でも、さりとて車運転される方が、残った方が自転車等で先ほど例えば役場でありますとか、あるいは従来旧交のあった栄町等、あるいはお友達のところに行くについては距離が遠くなるということもございましたけれども、一方で、やはりこういう種の大きな事業等について、やっぱり五十年、百年の大計に立った、そこに携わる、町政に携わる我々もそうですし為政者もそうですけど、そのことが先のまちづくりの中における政策判断をするということの難しさを、ひしひしと感じさせていただいたわけでございます。

とりわけ、今御指摘いただいた財政問題に触れてございました。住民の声の中にも、現況の橋のほかに、そして新ルート、二つがあればいいなということもあったことも事実で

ございます。

これは財政上の問題ですので、今現況の中で、過般の総務委員会で示された数字というのは、13番議員さん御案内のとおり、橋梁の幅をオンした事業積算が3ルートすべてでございましたけど、今回は、住民の皆さんの意を体して、それにさらに歩道幅2.5メートルを約1億38万円ぐらい試算としてオンなるんですから、そういうことも住民の要望も意を体した一定の積算根拠に基づいて、そういうことであれば、住民の皆さん方の要望も総体的にそしゃくできるのではなかるうかと、なおかつ委員会の中では、その歩道にも歩道柵を設けてはどうだろうかと、こういう話も出たところでございます。

御案内のとおり財政問題からいきますれば、道路幅で延長で、幅を現況の豊栄橋から増すことによって1億6,800万強の財政負担、なおかつ2.5メートル、今回の特別委員会で示してる2.5メートルの歩道でそれに約1億上乗せで2億6,800万強という数字になって、なおかつ歩道と車道の間の防護柵ということになりますれば、橋梁幅がさらに50センチふえなければ設置できないということもあって、約1億ぐらい増額になるのかなという、こういう試算も原課から示された経過でございます。

したがって、そういう状況の中で、なおかつ我々特別委員会としても財政問題も、町長に委員会に御出席をいただいて、財政問題についてもお示しをいただいたところでございます。

事業施主者は御承知のとおり北海道ですので、その町村負担の分、特に今特別委員会が提案した2億6,800万強の防護柵を設置しなくても、それだけが町の負担になるわけでございますけども、事業展開の中で交付金事業を対応いたしますと、実質町の負担は5,000万に終わるのかなという、こういうことで承知をしているところでございます。

なおかつ、ただいま御提言のあったもう1

本の今特別委員会が提案したルートのほか、現況の中で自転車や歩行者が通れる橋梁的なものの施設ということについては、そこまで当委員会としては言及しておりません。

その例としては、学校統合問題の通学区域変更の中で、今、青雲橋とおっしゃるんですね、今の両国橋の向こうの下流の方にある、あれがそういう目的の中で生徒の専用で橋梁をつくられた経過はございますが、ああいう形になるのかなと思いますが、当委員会としてはそこまで言及をしておりませんので、その点については、現段階で委員会の責任者という立場でお答えするのは妥当でないと考えておりますので、その辺を御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 私も来てこれを見て13ページ、表紙を除いても13ページもあるものをいきなり読めと、全部読めと言われても読めないなって、そういう中で質問しろと言われても本当に困るものがあるなと思うんですけども、ただ言えることは、このルートについて、本当に農協関係の人たちが働きやすい、荷物運びやすいということがあるから、このルートについてはいいだろうと、本当に産業発展のためにこの橋は、特別委員会でも提案してきたこの橋のルートはいいだろうと思うんです。

別に反対するわけではないんですけども、ただ、やはり既得圏域というのは大切にしなければならない、要するに既に得ている権利。前のこの豊栄橋は、吊り橋のあった時代から本当にそこには必要な橋だった、だからせめて車が、歩道ではなく車が1台通れるような橋をつくってほしい、農地を分断してそんな大げさな大きなものではなくて、本当にわきを通るぐらいの車1台通るだけの橋をつくってほしいという、だからやはりそのことについて検討していただけたのかなと。

いろいろなやり方があると思うんですよね。例えばまちづくり特債を利用するだとか、あと、いろいろな観光面での用途を考えて、向こうにダムというか、湖もあることだし、景色がいいからといって散歩する人もかなりいると聞いている。

それを考えて、観光面での何か補助金を使ったり、そういうようないろいろな方向から、今までのところに小さな狭い橋をつくるということを検討していただけたのかなと、そこを聞きたいなと思います。

議長（吉田敏男君） 足寄町利別川河川改修に伴う道路及び架橋の架け替え調査特別委員会委員長、答弁。

足寄町利別川河川改修に伴う道路及び架橋の架け替え調査特別委員会委員長（高橋幸雄君） 結論から申しますと、当委員会の中では、住民とのいろんな意見聴取の中では、そういう御発言も出たことは事実ですし、委員会に付託された内容からかんがみて、そこまで言及すべきかどうかについては、委員会の中で精査をしなかったことも事実です。

先ほど13番議員さんにもお答えしましたけど、先ほどの学校統合問題、通学区域変更の際にも、現況としてそのあり方として、生きた行政として、歩道できる通学路の歩道橋を設置した経過からいきましても、9番議員がお尋ねの趣旨については、私ども予算提案権も持つわけでございますので、そこまで政策に踏み込むべきが、当委員会に付託された範囲を逸脱するのではないかなという懸念もありました。

個人的には、おっしゃってることの趣旨については、将来構想の中で当然理事者等についてもお考えいただいても、例えば電発交付金の関係から防衛庁の関連施設事業のもろもろ含めて財源確保の中で、したがって、財源的にも、そういう一つの状況の中で今言ってるような例えば橋梁だけ、今の車だけ通れる橋ということになれば、約9億かかるわけですよ、それだけでも。

9億かかるわけですから、その9億の財源

を今種々前段述べましたような財源、特定財源確保がね、歩道橋ということになりますればまた違いますけど、9番議員のお尋ねの趣旨からいけば9億、202メートルの橋梁延長ということになって、これはあくまでも町がみずから、それは道の事業者負担ではなくて、みずから政策理念に基づいて建設することになりますんでね、これはそういう状況を踏まえたときには、ちょっと難しいのかなという思いもあると同時に、当委員会としては、それまでまだ付託をされたということであっては逸脱するのかなという思いもありましたので、そこまで検討をしていなかったことは事実でございますので、その点御理解をいただきたいと存じます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 聞いても理解はできないな。やはりこの付託意見として、せめて車が1台通れるような橋をつくるべきというふうにするべきではなかったかなと。

これではそしたら、これに詳しい人に聞きたいんですけども、いろいろな交付金事業がある中で、9億の何がしかでも出るようなそういう探すことができないか、補助金が来て少しでも町の負担が減るような、農業の基盤整備だとか、そういうほかにありますよね、それを利用するというのを研究してもらえないのかどうかをお尋ねしたいなと思うんですけども。

議長（吉田敏男君） これは委員会報告でありますから、今の御質問には答弁する立場はほとんどありません。ですからそのことは割愛させていただきます。

他に質疑はございませんか。

12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） 今、2人の質問に関していろいろお聞きしたんですけども、当然この結果については、いたし方ないなと、こちらが付託した特別委員会ですから仕方ないと思うんですけども、問題は、私ら以前の総務の付託された件に関しては、住民を

最大の優先として判断したわけです。

それでやっぱり既得権の問題、いろいろございまして判断したわけなんですけども、今回この特別委員会で5日間、大変忙しいところ御苦労さまでした。そういうことで特別委員会の中で審議された中で、この弱者の問題をどのような話し合いされたか。

また、以前に委員会等の総務委員会でこれを変更で提案したわけなんですけど、それも議会で承認されたと、それがこのように変わってきたことに関しても、私ちょっと理解できない面もあるんですけども、とりあえず委員会でその弱者のためのことをどのように考えたのか。

当然この文章読んでみると、産業道路ありきのことしか見えてこない、その辺ちょっと委員会でどのような話し合いされたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 足寄町利別川河川改修に伴う道路及び架橋の架け替え調査特別委員会委員長、答弁。

足寄町利別川河川改修に伴う道路及び架橋の架け替え調査特別委員会委員長（高橋幸雄君） 12番議員のお尋ねにお答えをしたいと存じますが、当時の第1回定例会に報告をされた総務委員会の一定の結論、あのとき住民との協議も全くございません、行政が懇談会をした、あるいは農業者債についても、農協懇談会の折に徴した意見の聴取内容が委員会に示された経過がございました。

そのときの結論と、今回特別委員会の構成からいって、当時の特別委員、私も含めて3名ございました。他の特別委員会は文教所管の委員で、その審査に携わってないわけでございます。

ただ、手続上からいきますれば、全体で意思決定をされたわけですから、そういう意味では、携わっているいないにかかわらず、全体の中でそれを委員会は了としたという手続行為の状況があったわけでございます。

そういう状況の中で特別委員会設置でしたので、この審査に当たっては、やはり今お尋

ねの趣旨にあるようなことでどうしてこういう状況になったかというのは、産業道路ありきだということでは到底は考えていないわけですし、これは両面を考えてます。

理事者が行政報告になって再提案、委員会の結論、あるいは議会の結論に対して、改めて政策図面を示して再考を促した内容の主たるものは、一つにはやはり小麦乾燥施設の増産、ホクシンの品種改良2割増に基づく今回の活性化プロジェクトチームで3億1,000万強、国から交付金事業が出て、それに基づいて農業団体が主宰する常設があり、なおかつ、もう1点の町長の考え方のもう1本の柱は、何としても今の原野線、共励平和稲牛線の道路、それからそれにおける4~5カ所の現状の道路状況の改良、そしてなおかつ豊栄橋と同様に稲牛更正橋、40年強がたつてますのでその改築等を考えて、それに基づく今の町の財政対応を考えたとき、それはなかなか厳しいだろうと。

そして、今の乾燥工場施設があるところは原野1号線でございますけども、それを延長して242号線に出ることによって、町の考え方としては、今、財政上厳しい、国、道も厳しいとありますが、でき得れば道道昇格をしてそういう一定の道路網整備と、老朽化した橋梁整備もあわせてしたいという一つの政策理念を示されたところに、この特別委員会を設置されたというふうに私ども受けとめてございます。

そういうことでありますので、ただ、私ども、今お尋ねの趣旨にありませんでしたけども、あえてこの際申し上げさせていただきまますけど、今、原野1号線、つまり農業施設の間にある町道については、橋も何もありませんので、事実上農業団体の専用、公道であるが専用の形で使われたことも事実であり、今回は今提案されたようなルート設定によりますれば、今度、事実上公道として不特定多数の方が通行することに、従来のような状況の利用ということについては、参考人聴取を農協の組合長、あるいは部長においでいただ

いて、この辺についても十二分に精査をさせていただきます。

ただ、現時点でも委員の方から、今、小麦増産の旧施設の取り入れ口については、道路改良なったときに、町道は相当の幅が現状で町の所有権があるものですから、この辺はかなり厳しいかな。

だけど増設については、一定の町道の新設道路に含め現状の道路からも相当離して駐車場をつけるということもあり、その辺できちっとやっぱり精査をして、道路交通上実質公道としてひとつ配慮をしていただく強い決意表明も委員会としても申し上げ、当農業団体からもそのことを示されたところで、それは現状の中の資料2の中で考え方が全文記録されてございます。

それからもう1点、一番大事なものは、弱者救済に全く配慮なかったんでないかというお尋ねの趣旨で、全くそれは、そういうことは当を得ないお尋ねだというふうに認識してございます。

と申しますのは、3月定例会に報告されたのは、先ほどもどなたかのお尋ねにお答えしたとおり、当時は歩道というものの、橋梁に対して歩道は全く設置しない、単なる橋梁幅設置に基づく試算数値を示されたこと。

これは今回は住民要望、車いす等ということでもって、歩道橋をさらに2.5メートル、さらにそれにオンして幅を広げると、そういうことで弱者救済をした中で歩行者の便を図ると。でき得れば、でき得れば、大型車両も通行することにかんがみて、車道と歩道の中に保護柵も設けていただけないかと、これは理事者に出席いただいた段階でも委員会として申し上げ、検討課題になっている。

そのことによってまたさらに1億、実際の現段階で2億6,800万ですから、それに1億ぐらいかかるから3億6,800万と、こういうことになるわけですけども、そういうことを申し上げさせていただきましたので、ちなみに、今の両国橋の改良したとき、あの歩道橋が1.8メートルだそうです。

しかし、町の今の歩道橋は2.5メートル、それにまだ幅広く、今回、特別委員会で示された案はそういうことになっておりますので、その点もぜひひとつ御理解をいただきたいなど、このように思うところがございます。よろしく慎んで伏して御理解賜りますようお願いして、答弁といたします。

議長（吉田敏男君）他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君）質疑なしと認めます。これで、報告を終わります。

行政報告

議長（吉田敏男君）日程第2 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がございました。これを許します。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君）議長のお許しをいただきましたので、3点の行政報告を申し上げます。

まず、新型インフルエンザ感染拡大に伴う経過と対応について報告をさせていただきます。

新型インフルエンザ感染拡大に伴う経過と足寄町の対応につきましては、これまで第4回、第5回臨時会での行政報告により経過説明をさせていただいております。

また、第3回定例会での後藤議員の一般質問におきましても、状況説明させていただいたところでありますが、その後の経過等について御報告を申し上げます。

北海道においては、これまでの予測どおり学校等の夏休み期間終了を契機に、学校児童・生徒を中心に新型インフルエンザが全道的に猛威を振るっており、道保健福祉部によると、10月11日現在発表で集団感染患者数は1万2,033人に上り、前1週間から4,086人の急激な増加を示しており、その流行状況は北海道が全国一の流行地域とされ、道内各地の保健所において「インフルエ

ンザ警報」及び「インフルエンザ注意報」を発令している状況にあります。

十勝管内においても、定点当たり平均患者数が、9月28日から10月4日の1週間に14人と急増し、注意報の発令水準とされる10人を上回ったことから、10月7日に帯広保健所より管内一円に「インフルエンザ注意報」が発令され、14日においては29.77人と、警報発令水準の30人に迫っている状況にあります。

帯広保健所発表による10月11日現在の集団感染確認事例において、管内19市町村のうち、上士幌町、大樹町、豊頃町、陸別町を除く15の市町村において集団感染が確認され、この2ヵ月間に学級閉鎖等の休業を余儀なくされた学校等の数は70を超え、集団感染者数は600人を超える勢いであり、保健所の発表対象とならない個別感染者数を想定すると、相当数の感染者が発生していると思われ、感染蔓延期に突入している状況にあります。

なお、厚生労働省においては、全国的に感染蔓延期に入ったとの判断から、10月11日よりサーベイランス体制の変更を行い、これまで公表してきた学校等の集団感染事例について、12日以降は公表しないこととされ、帯広保健所における集団感染者情報も発表されない状況となり、現在における確認情報としては、町内医療機関から町福祉課に対する「感染症等発症報告」のみの状況となっております。

当町においては、9月16日から23日にかけて足寄中学校2年生の1学級において11名の集団感染が確認され、9月19日から24日までの6日間学級閉鎖を行い、自宅療養等による感染拡大防止の措置を行いました。

その後、集団感染拡大の兆候がなく小康状態にありましたが、10月11日から13日にかけて足寄小学校児童4名の集団感染の確認及び感染の疑われる欠席児童の報告を受け、足寄小学校4年1組において、10月13日

から17日までの5日間の学級閉鎖を決定いたしました。しかし、14日に複数学年での集団感染事例の確認がされたことから、改めて15日から19日までの5日間について、足寄小学校の全学年を対象とした学校閉鎖を決定し、関連して「児童館」「学童保育所」及び「あゆみ園」「短期入所事業所・えくぼ」においても同期間について休館・休所と決定し、現在、自宅療養による治療と感染拡大防止に向けた対応をお願いしている状況にあります。

また、さらにつけ加えて報告申し上げますが、17日の土曜日になって足寄中学校で3名の感染が報告され、翌18日の日曜日になって新たに9名の感染が報告され、10月14日からの感染者数は合計9名となりました。

このため、学校医と協議の結果、3年B組を10月17日土曜日から10月21日水曜日までの間、学級閉鎖の措置をとりましたので、追加で報告をさせていただきます。

この間、9月25日に新型インフルエンザ対策本部会議を招集し、これまでの経過及び各種情報の共有を図り、今後に向けた感染拡大防止対策の徹底、対策用備蓄品の拡充を行うこと及び新型インフルエンザワクチン接種に対する情報収集と接種実施に向けた対応等の確認をまいりました。

新型インフルエンザワクチンの予防接種の実施に向けては、国より10月2日に、優先接種対象者の範囲、接種の優先順位、接種実施スケジュール等の方針が発表され、10月6日に十勝支庁において、北海道庁とのテレビ会議により全市町村に対する周知・協議が行われました。

予防接種の実施の詳細については未整理の部分もありますが、概略として、先んじて10月23日以降に医療従事者に対する予防接種を実施し、その後、妊婦、基礎疾患を有する者、1歳以上の幼児から小学校低学年生、1歳未満の乳児の両親等々を優先順位として、順次、ワクチンの予防接種を行うスケ

ジュール案が示されております。

新型インフルエンザワクチン接種における基本方針としては、新型インフルエンザ感染による死亡者や重症患者の発生をできる限り減らすこと及び必要な医療の確保を図ることを目的とし、優先順位に従い、希望者に対して任意のワクチン接種を行うとされております。

また、国は、国内産ワクチンに絶対量の不足が見込まれることから、優先接種対象者に向けて順次必要なワクチンを確保・供給し、加えて海外からワクチンの輸入確保を行い、各都道府県に計画的な配布を行う中で、予約制による予防接種を実施するとされております。

ワクチン接種は2回の接種を基本とし、接種費用は全国一律とされ、同一医療機関で接種する場合、1回目3,600円、2回目2,550円の合計6,150円の自己負担が必要とされております。

なお、優先的に接種する者のうち、市町村民税非課税世帯を念頭とした低所得者に対し、国・都道府県・市町村の助成により接種費用を無料とする負担軽減措置が講じられ、市町村には財政支援を行うとされております。

現在、予防接種を行う医療機関と国との受託契約の検討、優先接種対象者の絞り込み、費用負担軽減範囲の検討、季節性インフルエンザワクチン実施時期との調整等を行っている状況にあり、今後、具体的接種に向けてこれらの方針が整理され次第、予防接種の実施等に向けた住民周知・案内を行う計画にあります。

今後においても、集団感染拡大防止に向けた対策として、各自の健康管理、マスク着用、手洗い、せきエチケットの励行、発症時の自宅療養による集団感染封じ込め対策の有効性、また、時節柄、季節性インフルエンザの発生時期が目前に迫っていること等とあわせて、感染予防の徹底に向けた住民周知・啓蒙等により、できる限りの対策を講じていく

所存であります。

本日、追加補正予算といたしまして、新型インフルエンザ等感染症対策備蓄品の拡充に向けた所要経費の予算について提案しておりますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

なお、新型インフルエンザワクチンの予防接種に要する各種経費につきましては、接種方針が整理され次第、早急に御提案をさせていただき御審議をいただく所存でありますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、別紙に発生状況とワクチン接種スケジュールの目安を添付をさせていただいておりますので、参照いただきたいというふうに思います。

以上、新型インフルエンザ感染拡大に伴う経過と対応についての報告といたします。

次に、冷湿害等による農作物被害対策について御報告を申し上げます。

農作物の生育状況については、9月9日に行政報告をしたところでありますが、農作物の冷湿害等の状況につきましては、「足寄町営農技術特別対策チーム（町・JAあしよろ・十勝農業改良普及センター十勝東北部支所・十勝農業共済組合北部事業所・北海道糖業株式会社本別製糖所）」により、生育状況がおおむね確認できる8月20日に、3班編成により全町14地域85圃場の調査を実施いたしました。

この調査時点の結果により、長雨等の農作物被害は、てん菜が13%、小豆が29.7%、金時が44.4%、手亡が34.9%、加工コーンが3.8%、加工バレイショが39.5%の被害割合の状況であることが把握できました。

その後、調査結果に基づき引き続き農作物の被害状況等の把握に努めるとともに、9月24日には足寄町農林業振興協議会の農業政策懇話会（町・JAあしよろ・十勝農業改良普及センター十勝東北部支所・農業委員会）において、低温・長雨等による農作物被害対

策についての協議が実施されたところであります。

懇話会では、今回の多雨等による冷湿害等は、農作物の被害状況が地域により著しく異なる等の状況から、土地基盤整備の必要性が再認識され、今後においては、農業農村整備事業に伴う国庫補助事業の導入や、早急に対策が必要な圃場の排水対策に取り組むことについて確認がされました。

このことから、来年の営農上緊急に対策を要する圃場について、緊急にJAあしよろと町で現地調査を行い、その結果に基づき、JAあしよろを事業主体とする「湿害対策緊急排水事業」を実施することといたしました。

事業費負担は、JAあしよろが40%、受益者が20%を負担し、残りの40%を町が補助金を負担することで検討しており、町補助金880万円を本定例会に追加予算として提案しておりますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

以上、冷湿害等による農作物被害対策についての報告といたします。

次に、土地区画整理事業にかかわる訴訟等の現状について報告を申し上げます。

平成21年9月29日、釧路地方裁判所において「仮換地指定処分等取消請求事件」の判決が言い渡されましたので、御報告申し上げます。

判決の主文及び主な内容につきましては、建築物等移転通知及び照会処分の取消を求める部分並びに建築物等一部除却通知処分の取消を求める部分については、直接施行により既に完了した以上、訴えの利益を失うに至ったものというほかなく「却下」する。

仮換地指定処分取消請求については「棄却」する。

訴訟費用は原告らの負担とするものであり、まず、仮換地指定処分については、照応の原則（換地及び従前の宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等が照応するように換地を定める。）公平の原則（権利者相互間の公平の確保。）従前地と全く

同じ条件の仮換地指定は、技術的に不可能であり、不均衡が生ずると認められるときの金銭による清算を認めており、仮換地指定に際し、権利者間に多少の差異が生じることを予定している。

以上を前提として、照応の原則及び公平の原則等について前提事実、証拠及び弁論の全趣旨を総合するに、照応の原則違反、公平の原則違反の違法はなく、法定の要件を満たし適法であるというべきであり、原告の請求はいずれも理由がないから「棄却」するという内容であります。

施行者としては、法に従って行ってきた本件仮換地指定処分の適法性が認められた判決内容と考えております。

判決に対する相手方の控訴の有無につきましては、代理人弁護士を通じて釧路地方裁判所に確認したところ、10月4日付で札幌高等裁判所あての控訴状を釧路地方裁判所に提出がなされたとの報告を受けました。

控訴状及び控訴理由書がまだ送達されておられませんので、これらの送達後に今後の対応について検討してまいります。基本的には、一審同様、法に従って行ってきた本件仮換地指定処分の適法性が認められるよう、法廷の場で正当性を主張してまいりたいと考えております。

なお、この判決を受け新聞報道もなされたわけではありますが、新聞報道の中で4名の方が控訴をされたという記事が掲載されまして、それに基づき数名の方から、私のところに問い合わせもありました。

改めて、この4名の方の内容といたしますが、内訳を改めて報告しておきますと、丸山氏につきましては奥様とお子様、これ共有名義になっておりますからそれで3名です。それともう一方は浅川氏ということで、合わせて4名ということでございますから、また新たにというそんな心配もいただいたわけでありませぬけれども、そういうことではございませんので、追加をさせて報告をさせていただきます。

次に、「建物収去土地明渡請求事件」であります。債務者は10月14日までに、みずから建物収去すべきとの催促書の通知を執行官から受けておりましたが、未執行であることから、同月15日午前10時04分から、執行官の命により物件番号2番のプレハブ車庫の強制執行を行い、午後0時22分に終了いたしました。

本来、強制執行を行うことが真意でないことから、何とか回避をいたしたく、また、債務者も気にしていた、9月29日の仮換地指定処分取消等請求事件において、原告の請求を却下ないし棄却する判決が下されたことから、強制執行の回避に向けての任意協議を持ちたく、数回にわたり私と建設課長にて自宅を訪ねましたところ、10月8日午後2時にお会いすることができ、このまま強制執行となれば、債務者に多額の費用負担が強いられることにもなることから、回避に向けた協議の申し入れをいたしました。残念ながら「協議に応じる考えはない」との返答でありました。

したがって、15日に強制執行を回避することは無理との判断をいたしたところであります。

残る2物件につきましては、9月3日の執行官による現地調査以降、建物収去方法について弁護士等と継続的に協議・検討しておりますが、判決に従って一部除却による収去手法にて対処したいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、今後の訴訟及び建物収去執行工事費に関する費用につきまして、全部除却と一部除却の差額（不足額）が生じたことから、補正予算を本定例会に追加提案しておりますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

以上、訴訟等の状況についての報告といたします。

議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

議案第110号～議案第111号
議長（吉田敏男君） 日程第3 議案第110号平成21年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件から日程第4 議案第111号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）までの2件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第110号平成21年度足寄町一般会計補正予算（第9号）及び議案第111号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）について、一括提案理由の御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。議案第110号平成21年度足寄町一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,127万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億2,663万7,000円とするものでございます。

歳出の主な事項から御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。総務費、総務管理費、一般管理費、委託料におきまして、弁護士委任事務処理業務といたしまして37万5,000円を計上いたしました。

銀河線跡地整備費、委託料におきまして、銀河線跡地用地確定測量調査業務といたしまして1,087万8,000円を計上いたしました。

衛生費、保健衛生費、予防費、需用費におきまして、新型インフルエンザ等感染対策用消耗品費といたしまして55万2,000円を計上いたしました。

農林水産業費、農業費、農地費、負担金補助及び交付金におきまして、湿害対策緊急排水事業補助金といたしまして880万円を計

上いたしました。

土木費、都市計画費、土地区画整理費、繰入金におきまして、足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計繰入金といたしまして31万5,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明申し上げます。

6ページにお戻りください。繰入金、基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金1,008万9,000円、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金1,087万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

2ページにお戻りください。第2表債務負担行為補正、追加1件をお願いいたしました。

次に、11ページをお願いいたします。議案第111号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,493万3,000円とするものでございます。

歳出の主な事項から御説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。事業費、委託料におきまして、建物収去代替執行業務といたしまして224万7,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

16ページにお戻りください。諸収入、雑入、納付金、弁償金におきまして、建物収去代替執行弁償金といたしまして233万円を計上いたしました。

以上で、議案第110号平成21年度足寄町一般会計補正予算（第9号）及び議案第111号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）についての提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第110号平成21年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件の質疑を行います。

8ページをお開きください。歳出から始めます。款で進めます。第2款総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第4款衛生費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第8款土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 以上で、歳出を終わります。

6ページ、歳入に入ります。歳入一括で行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 9ページの弁護士委任事務処理業務、これは具体的にどのようなことをするのか、お尋ねします。

議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

建設課長（南岡雄二君） 弁護士の委任事務処理業務の関係なんですけど、先ほど行政報告の中でも、10月の9日に控訴の手続がとられたと、それで10月14日に確認とれたんですけども、その後にこれから控訴の理由書、その他が出てきますので、それから公判の関係になってきます。

そうなりますと、それに対する準備書面の作成とかいろんな部分出てきますので、引き続き今お願いしている弁護士の方の旅費並びにその手数料ということで計上をさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 他に総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に、2ページにお戻りください。第2表債務負担行為補正、追加1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これから、討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） この住民と闘うための弁護士費用、この料金についてやはりまずいのではないかな、住民とは仲よくやっていかなければならない。

本当に何度も話し合いをして、留守だったらすぐその晩に行ってみると、次の日とか次2～3日後、そのようなことをせずに、すぐに行って話をするというような対話を持ってやるべきであって、やはり闘うような費用はよくないのではないかな、それでこの費用について反対いたします。

議長（吉田敏男君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第110号平成21年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、議案第110号平成21年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件は、原案のとおり可決されました。

11ページをお開きください。これから、

議案第111号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地整理事業特別会計補正予算(第5号)の件の質疑を行います。

16ページから18ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) 19ページに全部除却と一部除却の差が、判決に従って一部除却による収去手法を考えていると、そしたら全部除却、一般的に考えたら、全部除却の方が多くかかるんじゃないかなって、一部除却の方が追加料金を出さなきゃならないということはどのようなことなのかをお尋ねします。

議長(吉田敏男君) 建設課長、答弁。

建設課長(南岡雄二君) お答えをいたします。

これにつきましては、前回ですけれども第6回の臨時議会において、全部除却をした場合ということで予算の方についてお願いした経過があります。その金額につきましては126万2,000円でございます。

全部除却となりますと、はっきり言うと、解体業者による作業だけで済むわけでございます。要するに除却に要する人件費並びにそれから除却したものを廃棄処分をするというそういう処理料も含めてということで前回お願いしたものでございます。

今回はその一部除却の関係なんです、先ほど町長の方からも行政報告しましたけれども、一部については終わりました。国道側の大きな車庫、それから裏側にあります温室とされています、今は物置と呼んでおりますが、その部分になりますと当然仮設をする直接的な仮設工事費、それから復旧しなきゃならない、部分的にですね、一部を切り取った場合には、当然そのまましておけませんから、壁を張ったりとか修復したりとか、そういう作業も出てきますので、そういうことで今回不足分ということで224万7,000円を、追加ということでお願いをさせてもらっている状況であります。

以上であります。

議長(吉田敏男君) 9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) よくわからないのは、どうしてこんな面倒くさいことをするのかと。

直接施行についていえば、うち最近、庭木を直接施行されてしまって、道路にかかった部分を切られてしまった、車両課の人に。道路にかかった分だけならいいけれども、問題は、桑の木があったんだけど、桑の木の道路にかかった分ではなくて、本当にうちの土地まで入って根こそぎ切っていった、要するにこれといえば全部除却。

そういうふうには全部除却のことを、庭木の問題だけでもそういうふうにやりながら、家についてはそのようなことをしないで、全部除却をしないで一部除却というふうには、相手に敬意を払ったやり方をしていくということなんですか。

それならそれで、最初からそういう予算を上げておけばいいのであって、どうしてこんな右往左往するような、最初からきちんとした計画を立ててやっていけないのかなと、そのことについてちょっと、なぜ最初からきちんとしたやり方ができなかったのかの経緯をお知らせいただきたいな。

そしたらもう一つについて、自宅を訪ねたところ、10月8日午後2時にお会いすることができて話し合いをしたと。ただ、これ判決が出たのが9月29日だから、その間1週間以上あったわけですね、そのときに話し合いできなかったのかな。

私、聞いたところによると、もう上告した後、その後で話し合いに来た、だからもう上告してしまったから話し合いも何もなかったというふうに聞いているんですけれども、その点についてもどうだったのかなということをお聞きしたいと思います。

議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

町長(安久津勝彦君) お答えをいたします。

最初に、後段の部分からお答えをいたします。9月の29日に判決がなされました。これはかねてから議会でも私の考え方、すなわちこんな争い事は本意ではないということで答弁をしてきているところでありまして、実は10月1日の日から訪問をさせていただいて、ずうっと毎日、担当係も含めて現地を訪問し、しかし、お店屋さんがクローズでお会いをすることができなかつたということでございます。

結果、繰り返し繰り返しそういう状況が続きましたので、これは15日が強制執行の日ということもありますから、7日の日の夜にですね、これはお会いできない以上、これはもうどうしようもないなということで、私がちょっと手紙をお書きをさせていただいて、私の考え方をぜひお伝えをしたいということで、実は直接関係はないわけでありましてけれども、隣のお店屋さんの方に行って、ぜひこれは浅川さんにお渡しをいただきたいということで、最初はちょっと戸惑ったような形で、直接関係ないんで受け取っていいかどうか分からないということだったんですけども、しかし、一緒に外の周りも見ていただいたんですけどポストもないということで、それはポストもないねということでその方も見ていただいて、わかりました、とりあえず預かりますということで預かっていただいたところでございます。

次の日の8日の日、浅川氏が外で作業をしてるということが確認できましたので、直ちに飛んでいきまして、何とかまずは、きのう手紙書いたんだけど、見ていただきましたかということでお話ししたわけでありましてけれども、そんな公文書か何か分からないもの見ていないというお答えでした。

何しに来たんだと、言いたいことあれば言えということでしたから、実は釧路の判決も出たので、何とか今からでも協議をさせていただきたいというお話をしたところでありましてけれども、もうそれは町が勝ったんだから、町が好きにすればいいじゃないかという

ことで、まさしく取りつく島もないという状況でございましたので、しかも預かっていただいた文書も開けていない、持って帰れと、いや、見ていただけないんであれば捨てていただいても結構ですということもお話をいたしましたけれども、いやいや、そんなことにならない、持って帰ってくれということで、また建物の中に入ってわざわざ取ってきて、私に持って帰れということで、なるほど封も切っていなかったと。

しかし、これは返すということですから、仕方なく預かって帰ってきたということでございますから、私は私なりに連日、担当者も含めて何とかお会いをし、15日の強制執行は回避をしたい。

そして、一つだけはどうしてもお伝えしたいことがあったのは、これは判決にあるように、費用についてはすべて浅川さんの負担になるということだけはお伝えしなきゃいけないなということもあったものですから、その短いやりとりの中でも、先ほど申し上げたとおり、判決出たんだから町の好きにせよということだったわけでありましてけれども、短いやりとりの中でも、しかし、そうは言われても、今後大きな負担がかかってくるんだということだけはお話ししたんですけども、それも全く聞く耳持っていただけなくて、残念ながらお別れをするしかなかったということでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

なお、訴状が上告書ですね、これが裁判所の方に出されたのは9日の日であります。お会いできたのが8日の日であります。8日の日にお会いしたときも、勝手にすれというお話で、上告をしたということもそのときは一切お話しもいただけませんでした。

ちょっとある方から情報をいただきまして、うちの代理人の弁護士ルートでぜひ早急に確認をしてくれということで、先ほど建設課長がお答えしたとおり、土・日挟んでおりましたから14日の日でしたか、うちの代理人から釧路の裁判所の方に連絡をとり、正式

に上告されたということが確認ができたということでございます。

それから、次に全部除却と一部除却の関係であります。これは私どもの方から除却の申し立てを裁判所の方にし、これは判決が出されたわけでございます。

当然費用のことも含めて、私どもは全部除却ということで裁決を求めたところでありますけれども、判決は、あくまでも仮換地指定の線の一部除却という判決が下されたということでございます。

その後、本来であれば、15日に執行したプレハブ物置とその他ほかの二つの物件も一緒に実施することも可能でありましたけれども、しかし、一部除却という判決でございましたから、この取り扱いについて、さきに報告させていただいたとおり、これは実際の一部除却となりますと、建物ですから、切ってしまうたら、これが建物が崩れない方法をとらなくちゃいけないですとか、あるいは用途地域の問題もあって、いろんな方法、整理をかけなきゃならない部分も多々あるということで、議会の方には保留ということで報告をさせていただいたところでございます。

その後、私どもの代理人の弁護士、さらにはこの15日の日に執行官も来られましたから執行官とも、他の残りの2物件の方法について、率直に経費から考えると全部除却の方がいいんだけど、執行官の見解を求めたところ、それは費用面ではそうであるけども、しかし、判決は一部除却であるから、それは一部除却しか方法がないという答えでございましたから、そこで不足分の費用を今回補正でお願いをしたという経過でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） 今回のこの件に関しては、一連の強制から今回に至るまでの

経過は、説明いただいて理解しております。

ただ、問題は どうしてこういうふうになったのか、原因がどこにあるのか、要するに町長以前の原因かもしれない、その辺をきちっと把握して修正していかないと、またこういうことが起きる可能性があるんで、町長はこの要因はどこにあると考えておりますか。

経過は説明要らないです、今までの事業の経過はね。その辺ちょっと町長の考え聞きたいと思います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

この間ずっと報告させていただいており、ともかく会っていただけない、話を聞いていただけないということでありますから、率直な気持ちを申し上げますと、何なのかなというのは正直言って私自身もつかみ切れない。

ただ、お会いもしてくれないということですから、少なくともこの事業の事業計画段階から、それから平成15年から実際に事業に入ったわけでありましてけれども、あるときを境に、それ以前、私、首長に就任する以前は、私がそれこそ何回となくお邪魔をし、いろんなお話もできたわけでありましてけれども、あるところからいわばそういう場を持つことができなくなってしまったということですから、私もいろいろ、不本意なことですからいろいろ考えました。

お金なのかな、どうなのかな。もうお金ではないことは間違いありません。だって、裁判費用もたくさんお金かかってますし、また今回のことも含めて、判決出たにもかかわらず、しかも費用が相手の負担だよということも明確になってるんですから、それでも自分では除却をしないということですから、まずお金でないということはもう間違いありません。

じゃあ残されたのは何かというと、やっぱりこの間の中で長い経過をたどる中で、これはやはりもう感情的な問題といえますが、不信感を持たれてしまったのかな、こんなふう

に推測するしかありません。

私はやっぱりこういう立場でありますから、最高責任者として、やっぱりこれもこれまでの議会の中でも申し上げてますけど、やはり私の何と申しますか、住民の方々とは、とりわけ今回は大ざっぱにいいますと2名の方でありますけれども、ここの信頼関係をつくるだけの私にそれだけの力が備わっていなかったのかな、そんなふうに一方向的に思っているというようなことでございます。

本当に繰り返しになりますけれども、会ってじっくり話をしたいという思いは今でも持っておりますけれども、しかし、これは全くそれがかなわないということでございますし、経過としては、それぞれの裁判中、あるいはいろんな事業をいろんな経過があるわけですけれども、その都度、私どもの代理人の弁護士から相手方の弁護士も通じて、何とか話し合い、あるいは和解ということも随分何回となくやっておるわけですけれども、すべてのことが拒絶をされてるということだということでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） 町長の苦しい胸のうちはわかるんですけども、要するに私は、長年の足寄町の行政が培ってきた結果が一部そこで出てるんでないかな。

要するに信頼関係と町長言われましたけど、行政のやっぱり方針、要するに住民との信頼関係、ということはしっかりとした一つの筋を持って行政を執行していかなきゃならんのが原則ですね。それがやはり担当者だとか行政の首長、首長がかわったら方針変わっていくとか、そのいろんな長年のそういう蓄積が今あらわれてるんでないかなと。

だから、その辺をしっかりと町長も把握してこれからやっぱり軌道修正していく、やはりこういうことがやっぱり社会面に大きく取りざたされたということは足寄町の恥なんですよ。首長も情けないと思ってるだろうけど

も、今後もその辺踏まえて、長い将来の行政にしっかりと住民と根を持ったつき合いをしていかなきゃならんと思うんで、その辺覚悟を決めて今後やっていっていただきたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） この建物収去代の業務の不足分224万7,000円の追加分にも反対いたしたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 次に、賛成討論の発言を許したいと思えます。ございませんか。

11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） 私は今回のこの訴訟等の関係について、これはあくまでも裁判所の判決に従って、これは今まで臨時会含めて何回も、我々に対して行政の方から細かく説明されて、その都度予算も議決されてくると、そういう中で今回こういうさらなる提案があったわけですから、これもやっぱり判決の内容がこういうことだということで、私はこのことに対しては、やっぱり今後もこういうことをしっかりやってもらいたいということで賛成をいたします。

議長（吉田敏男君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これをもって、討論を終わります。

これから、議案第111号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、議案第111号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第5号)の件は、原案のとおり可決されました。

所管事務調査期限の延期について

議長(吉田敏男君) 日程第5 所管事務調査期限の延期についての件を議題といたします。

総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査については、調査が終わらないので、同委員会から次期定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りをいたします。

委員会の要求のとおり期限を延期することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査について、調査の期限を委員会の要求のとおり次期定例会まで延期することに決定をいたしました。

閉会中継続調査申出書の件

議長(吉田敏男君) 日程第6 閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務産業常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

閉会宣告

議長(吉田敏男君) これをもって、本定例会の会議に付されました事件はすべて終了をいたしました。これで、本日の会議を閉じます。

平成21年第3回足寄町議会定例会を閉会をいたします。

午前11時21分 閉会

平成21年第3回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員